

	<p>—開会—</p>
清水会長	<p>それでは、報告事項の審議に入っていきたいと思います。</p> <p>報告事項(1)「令和6年度 都市計画審議会予定案件」について事務局よりご説明いただきます。事務局、お願いします。</p>
事務局（中東）	<p>それでは、今年度予定しております都市計画審議会の予定案件についてご説明させていただきます。</p> <p>都市政策課の中東です。失礼して着座にてご説明させていただきます。</p> <p>資料は、お手元にあります右肩に「資料1」と書かれたものになります。資料1と同じものを前面スクリーン及びお手元の画面にお示しております。</p> <p>それぞれの案件の詳細につきましては、今後の都市計画審議会にて、改めてご説明させていただきます。</p> <p>まず2ページ目をご覧ください。今年度の都市計画審議会予定案件の一覧です。</p> <p>大きく分けて2つございます。概要につきましては後ほど説明させていただきますので、まず、案件について読み上げさせていただきます。</p> <p>1つ目が、「地区計画申出による地区計画の決定」、</p> <p>2つ目が、「三田市都市計画道路の見直し方針の策定」となっております。</p> <p>3ページ目に、該当箇所を赤く囲って示しております。また、箇所吹き出し内容にあります黒丸は、変更を検討している項目を示しております。</p> <p>1つ目の「地区計画申出による地区計画の決定」については、JR 広野駅西側に位置しております。</p> <p>それでは、1つ目の「地区計画申出による地区計画の決定」についてです。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは拡大図になります。</p> <p>三田市都市計画法施行条例の規定に基づく地区計画申出制度によって、申出のあった地区計画の決定案件となります。</p> <p>申出者は、地域住民により組織された「広野駅西土地区画整理事業準備組合」となっており、令和6年3月29日に申出が行われました。</p> <p>赤く囲っている箇所が、準備組合から申出のあった地区計画の申出区域となります。</p> <p>今後、準備組合から申出のあった地区計画の決定の手続きを進めていきたいと考えております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>先程も説明したとおり、土地所有者等や住民により、地区計画の案を申出できる制度を活用した都市計画の決定案件となっております。</p> <p>また、申出区域は、市街化調整区域に位置していることから、昨年度改訂した「三田市の地区計画申出制度（市街化調整区域の地区計画と運用基準）」にある「地域振興型」の</p>

事務局（中東）	<p>類型の方針に沿った申出となっております。</p> <p>6ページをご覧ください。地域振興型の概要になります。</p> <p>幹線道路の沿道周辺や交通拠点の周辺等において、広域交通網や中心市街地へのアクセス性の高さなど立地特性を活かし、流通、工場、事業所など、周辺地域の雇用の創出及び域内経済の活性化に資する施設の立地を誘導することを目的としたものであり、この方針に沿って申出された内容になります。</p> <p>7ページをご覧ください。手続きの流れとなります。</p> <p>今後は、市による申出された内容の精査と合わせて、区域内の住民意見を把握するために、意見交換会を開催し、これを受けて申出を踏まえた地区計画の都市計画決定の必要性を判断するにあたり、当審議会にて意見聴取させていただきたいと考えております。</p> <p>その後、決定素案を作成し、住民説明会等の実施を致しまして、法定案縦覧、当審議会での諮問・答申を経まして、令和6年度内の変更告示を予定しております。</p> <p>次に、2つ目の「三田市都市計画道路の見直し方針の策定」についてです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、三田市における都市計画道路の決定状況をお示ししております。</p> <p>ここで資料の訂正がございます。昨年度に審議しました、「都市計画道路八景線の廃止」の内容が反映できておりませんでした。申し訳ありません。</p> <p>朱書きでお示ししている箇所が訂正箇所となります。先にお渡しした差替え資料が訂正後の資料となっております。</p> <p>八景線が廃止されたことにより、現在、三田市では、43路線、約6.5kmが都市計画道路として定められていることとなります。</p> <p>9ページをご覧ください。長期未着手の都市計画道路の路線図（整備状況図）となります。</p> <p>こちら資料の訂正がございます。朱書きでお示ししている箇所が訂正箇所となります。延長の表記に誤りがあり、先にお渡しした差替え資料が訂正後の資料となっております。</p> <p>重ねて申し訳ありませんでした。</p> <p>こちらの路線図からは、国道線、古城線、本町西山線においては、概成済み区間（概ね計画幅員の2/3以上が整備済み）、三輪下田中線、横山天神線、第二テクノ線において、未着手の区間が存在していることが読み取れます。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>昨年度に改定した都市計画マスタープランでは、まちづくりの実現方策として「公共施設のマネジメント（長期未着手路線の見直し）」を掲げています。</p> <p>都市計画道路の整備推進を図りつつ、長期未着手となっている都市計画道路については、多角的視点から道路網を検討し、事業化の見込めない区間については都市計画の見直しを実施する。としています。</p> <p>昨年度の令和5年11月には、「三田市都市計画道路網見直しガイドライン」を策定し、このガイドラインの検証方法に沿って、概成済み道路も含む未着手道路の必要性などを</p>
---------	---

<p>事務局（中東）</p>	<p>再検証し、計画の存続、変更及び廃止を行うための基本的な考え方にあたる「三田市都市計画道路見直し方針」を策定するものとなります。</p> <p>11ページが見直し検証路線の資料となり、ここに記載のある5路線について検証を進めてまいります。</p> <p>12ページをご覧ください。手続きの流れとなります。</p> <p>今後は、見直し方針（素案）を作成し、当審議会で報告させていただきます。その後、見直し方針（案）を作成し、パブリックコメントや住民説明会を開催したのち、当審議会に諮ったうえで、令和6年度内に見直し方針を策定したいと考えております。</p> <p>最後に、今年度の都市計画審議会のスケジュール（案）となります。</p> <p>13ページ上段をご覧ください。</p> <p>今年度は、計4回の審議会開催を検討しております。2回目以降の日時につきましては、記載の日時での開催を予定しておりますので、ご多忙とは存じますが、日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、令和6年度都市計画審議会予定案件についてのご説明を終わります。</p>
<p>清水会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってからお発言をお願いいたします。</p> <p>また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってからお発言をお願いします</p>
<p>北原委員</p>	<p>広野駅西地区地区計画の件です。これは、土地区画整理事業をやめて地区計画で都市計画のプランをつくるという内容ですか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>今回、この地区計画につきましては、土地区画整理事業を前提としたまちづくりを検討していると、お聞きしております。この詳細につきましても、次回以降の中で、もう少し具体的なところでお示しさせていただけたらと考えております。</p>
<p>北原委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>松原委員</p>	<p>三田市都市計画道路の見直し方針の策定について、現状お尋ねします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>昨年度行った業務発注の成果を基に関係機関と協議をしているところがございます。その協議を経て、次回以降の都市計画審議会で見直し方針の素案を皆さんにお示ししていきたいと考えているところがございます。</p>
<p>松原委員</p>	<p>関係機関とはどういったものですか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>都市計画道路においてJR及び神戸電鉄と交差する部分がありますので両鉄道会社、ま</p>

	<p>た、広域的な考えから隣接する市町村と現在、協議を進めているところです。具体的に言いますと、JR西日本、神戸電鉄、神戸市、また、国道線と古城線につきましては都市計画の決定権者となる兵庫県とも協議を進めているところでございます。</p>
<p>松原委員</p>	<p>40年、50年前に都市計画決定された道路について、両鉄道会社とどのような協議がされているのか教えていただけたらと思います。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>兵庫県において都市計画道路の一齐見直しは過去に2回行われてきた経過がありますが、3回目の一齐見直しは未定というところもあり、昨年度から三田市独自で見直しの作業を進めているところでございます。その作業の中で、都市計画道路の存続、変更、廃止について、ある一定の方向性が整理できたので各関係機関と協議を進めております。</p> <p>具体的な協議内容につきましては、次回以降の都市計画審議会でご説明したいと考えております。</p>
<p>松原委員</p>	<p>都市計画道路の見直しについて市民は非常に注目していますので、ぜひ良くなる方向で進めていっていただきたいのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>清水会長</p>	<p>道路計画は長期にわたりますし、恐らく市民の方々にすると、大きく生活に関するところですので、関心が高いところかと思えます。ただ、これまで人口が増えていく中で、道路は造っていくべきところから大きく方向転換をしていく中で、どこも、このまま進めていっていいのか苦慮しているところかと思われれます。三田市においても、やっとうこういう議論ができる状態になってきたということで、ご理解いただければいいのではないかなと思います。</p> <p>今年度、大きく2つ、広野駅と都市計画道路の見直しについて、またご審議頂いたり、ご意見を頂戴することがあろうかと思えますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>赤澤委員</p>	<p>道路の見直しは、通行のしにくさ、渋滞や利便性で決めるのが一番大事なところだと思います。その先のまちづくりとして、これは見直すべきではない、これは見直せるということがあるかと思えます。その点では、見直し検討路線から、第二テクノ線が外れてることには賛同できます。テクノパークは渋滞解消を考えないと、環境にも影響が出ていますし、次の北摂三田第三テクノパークの構想もあり、三田市の雇用確保についても影響が出そうなので、ここは整備するべきではないかと私は強く思いました。</p> <p>一方で、三田駅から本町、横山行きの範囲で見直しがあります。これは、私の想像ですが、既成市街地の中を車が通りやすくなるのは少し我慢して、ウォークアブルなまちづくりに転換し、住環境を向上させると良いのではないかと思います。</p> <p>今後、路線を見直しする議論と併せて、住みやすさを求めた都市政策も検討してもいいのではないかと思います。もしそういった議論が既にあれば、展望だけでも聞かせてもらえたらうれしいですし、なければ、今後の参考意見として聞いていただければ幸いです。</p>

事務局（中東）	<p>ウォークブルなまちづくりは重要だと思っております。今回の三田市都市計画道路見直しガイドラインの中で、街づくりを配慮した考え方も示しております。駅前再開発と併せて、駅前の歩きやすさにも配慮した見直し方針を策定していきたいと考えております。</p>
清水会長	<p>他にご質問等ございますか。 ご質問等無いようですので、続きまして、次の事前説明事項に進みます。 それでは、事前説明事項第1号議案「阪神間都市計画ごみ焼却場の変更」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（中東）	<p>それでは、事前説明事項 第1号議案「阪神間都市計画ごみ焼却場の変更」についてご説明いたします。都市政策課の中東です。失礼して着座にてご説明させていただきます。 資料は、お手元にあります右肩に「資料2」「資料3」と書かれたものになります。資料3と同じものを前面スクリーン及びお手元の画面にお示ししております。 2ページをご覧ください。位置図になります。 赤枠で囲ってあるのが香下に位置している三田市ごみ焼却場、つまり今のクリーンセンターです。今回、当該施設の都市計画区域の変更を予定しています。 3ページをご覧ください。拡大図となります。オレンジ色で着色している区域が、現在の都市計画「ごみ焼却場」の区域です。面積が約42,800㎡となっております。このたびの変更は、この区域を見直すものになります。 4ページをご覧ください。 ごみ焼却場に係る都市計画の変遷についてご説明いたします。 三田市においては、昭和45年にごみ焼却場の都市計画決定がなされ、現在の場所ではありませんが、同じ香下地域においてごみ焼却場が稼働しておりました。 昭和48年に、ごみの排出量の増加、収集区域の拡大に伴い、施設の増設を行うことで処理能力の変更を実施しております。 その後、昭和50年代の後半から北摂三田フラワータウンを皮切りに市内ニュータウンへの入居が開始され、昭和62年からはテクノパークにて工場の操業が開始となりました。 当時は20万人都市を目指して、学校や病院等の施設建設など急速に都市機能の整備が図られ、昭和62年から平成8年まで10年連続で人口増加率日本一にもなっています。 このように、急激な人口の増加や大規模な工場の操業開始等によるごみの増加、多様化への対応が課題でしたが、前施設のごみ処理能力では対処できないことから、平成元年に処理能力を強化した、新たなごみ焼却場を都市計画決定しています。 5ページをご覧ください。 参考資料として、平成元年の都市計画変更時の変更前後対照図をお示ししております。 ここからは、資料2の議案書の内容になります。説明につきましては、資料3で進めていきますが、資料3の右上に資料2と対応するページを記載しておりますので、参考にしてください。</p>

事務局（中東）	<p>資料3の6ページをご覧ください。こちらは計画書になります。</p> <p>面積が約26,900㎡で、施設処理能力について、ごみ焼却処理施設が120 t /24 h、粗大ごみ処理施設が14 t /5 hになります。</p> <p>7ページをご覧ください。変更を行う理由になります。</p> <p>今後も安定した一般廃棄物の処理を行うとともに、環境負荷の低減などを図るために行う施設の更新に伴い、区域の変更を行うものとなります。</p> <p>8ページをご覧ください。計画図となります。</p> <p>変更後の計画区域は、緑と赤色で着色された区域が該当します。黄色で着色された区域が、現計画から削除する区域を示しております。</p> <p>9ページをご覧ください。変更前後対照図となります。</p> <p>ここで資料の訂正がございます。朱書きでお示ししている箇所が訂正箇所となります。変更後の面積の表記に誤りがあり、お手元の資料の修正をお願いします。申し訳ありませんでした。</p> <p>こちらは、変更前後の計画図を示しており、変更内容としては、面積が約42,800㎡から約26,900㎡、施設処理能力について、ごみ焼却処理施設210 t /24 hが120 t /24 h、粗大ごみ処理施設30 t /5 hが14 t /5 hとなっております。</p> <p>10ページをご覧ください。変更前後対照表となります。これまでに説明した内容が反映された表となっております。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>ここからは上位計画等との関連性についてまとめております。令和4年4月に策定された第5次三田市総合計画からの抜粋となります。持続可能な環境づくり施策として、さんだ環境エネルギーセンターの整備を掲げています。</p> <p>また、令和5年4月に改定した都市計画マスタープランでは、都市施設等の計画的な維持更新についての記載もあります。</p> <p>12ページをご覧ください。第2期循環型社会形成推進地域計画についてです。これは、ごみの適正、合理的な処理と処分体制を確立することにより、環境汚染を未然に防止して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための計画であり、ここでは、三田市における処理体制や処理施設の整備についての記載を抜粋しております。</p> <p>13ページでは、三田市新ごみ処理施設整備基本計画の抜粋をお示ししております。</p> <p>整備計画地として、自然環境への配慮や土地造成費用低減、施設運営の利便性等の観点から i) から iii) の要件を満足する区域が望ましいとあり、赤書きで記載のとおり、今回の整備計画予定地は、それぞれの要件を満たしたものとなっております。</p> <p>以上のことから、新ごみ処理施設の稼働目標年次である令和10年度に向けて、現在のクリーンセンター敷地内の「多目的広場」を中心としたエリアを整備計画地としております。</p> <p>14ページをご覧ください。都市計画変更のスケジュールをお示ししております。</p> <p>今後は、本日ご審議いただいた内容を踏まえて、県との協議を実施し、6月下旬には変更案の縦覧および意見募集をする予定です。</p>
---------	---

	<p>その後、7月19日に予定しています都市計画審議会に諮問し、答申をいただけたら8月初旬を目途に都市計画の変更告示を行いたいと考えております。</p> <p>以上で、事前説明事項第1号議案についてのご説明を終わります。</p>
清水会長	<p>ただいま、事務局から説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p> <p>また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってから、ご発言をお願いします</p>
厚地委員	<p>(仮称)さんだ環境エネルギーセンターと記載がありますが、正式名称はいつ決まるのでしょうか。</p>
クリーンセンター(徳田)	<p>新たなゴミ処理施設については愛称を公募で決めていきたいと考えておりました、公募の開始時期としては令和9年度を予定しております。</p>
厚地委員	<p>名称が今までのクリーンセンターから大きく変わるので、現在は環境センターが別の施設であるので、施設名により混同するのではないかと考えたので発言いたしました。</p>
美藤委員	<p>今回のクリーンセンターの業務で、今年度、廃プラスチックにかかる事業が1,100万円分の予算がついておりました。こちらの計画の中に廃プラスチックという単語が見受けられませんが、どのように進めようとされていますか。</p>
クリーンセンター(徳田)	<p>廃プラスチックに関しては、ストックヤードや中間処理施設も必要になります、それらも含めて今後検討していきたいと思っています。</p>
美藤委員	<p>これから検討というのは理解できるが、計画では面積を削減しようとしています。この土地が使えない可能性もあるかもしれませんが、面積が減るといのは影響が大きいのではないかと思います、どうですか。</p>
クリーンセンター(徳田)	<p>現在の場所はすぐ後方が山になっております。新施設建設に向けて土質調査も行ってありますが、多くが岩となっており、掘削に関しては非常に厳しい場所であると考えますので、敷地を拡張して利用するのは難しいのではないかと考えております。</p>
美藤委員	<p>もし拡張しようとした場合はどのくらいコストがかかるかなどの試算はされていますか。過去に伐採木を保管されていた土地について、今後の利用についての考え方なども併せてお願いします。</p>
クリーンセンター(徳田)	<p>コストに関しては、当然、その場所を選定するに当たって、検討はしていると思われま</p>

<p>美藤委員</p>	<p>す。具体的な数字は今はわかりかねますが、かなり高額になるのではないかと考えます。</p>
<p>クリーンセンター(徳田)</p>	<p>当初のクリーンセンターの計画の中で、土地についてもっと見通しがつかなかったのか少し疑問を感じます。過去の話なので議論できませんが。</p>
<p>水野委員</p>	<p>過去の計画の中で場所の選定をした時に、山が近い立地で敷地の拡大などは難しいということは認識できたと思いますが、その厳しい場所の中でも平地をできるだけ確保し安全に処理ができるよう最大限の考慮がされていると感じます。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>クリーンセンターの施設の更新に合わせて区域も縮小・削減されるということですが、今回の変更後の区域は地形に沿っているわけでもなさそうですが、どのような考え方が根拠となって設定されているのですか。</p>
<p>水野委員</p>	<p>現在のクリーンセンター建設当時に行った実施設計の最終成果資料にある図面の区域を、新施設の区域の根拠として反映させたものとなっております。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>なるほど。当時の計画の区域が、等高線を意識せず引かれているようなラインであったというところでしょうか。</p>
<p>清水会長</p>	<p>そのとおりでございます。</p>
<p>クリーンセンター(徳田)</p>	<p>先ほどの美藤委員のご指摘は非常に悩ましく、重要なことだと思っています。新施設は規模を小さくすることで余剰地は確保できるわけですけど、一方で、今後、新しい技術であったり新しいゴミの処理方法が必要となってきた場合に、新施設を小さくして問題ないのか、というご懸念かと思いますが、新施設は余剰地をある程度見込めるといことでしょうか。</p>
<p>赤澤委員</p>	<p>新施設に関しては、最新の技術を備えながらコンパクトに設計されているものと考えます。旧施設が廃炉となり除却した際は、旧施設が建っていた部分の面積が多く余剰地として発生すると思います。その部分の利用形態も考慮しながら今後進めていきたいと思っています。</p> <p>クリーンセンターの設計については、そもそも、ゴミを出すことから縮小していこうという環境政策と密接に関わっております。</p> <p>今は再利用可能な粗大ゴミを民間企業が買い取りリサイクルに回すという方法で、ゴミを増やさないことはできると思います。同じように廃プラスチックに関しましても、すべてを買い取りは難しいかもしれないが、買い取り業者は十分いると考えますので、高いコストをかけて土地造成を行うのではなくて、施策等で最大限の努力をして何か別の方</p>

<p>栗山委員</p>	<p>法も含めて考えていていただきたいと思います。</p> <p>3点教えてください。</p> <p>1点目は、資料3の変更前後対照表で、焼却施設の焼却能力が下がっているのは問題ないのかという疑問です。</p> <p>2点目が、資料3の11ページの上位計画のところについて、仮称さんだ環境エネルギーセンターの整備と記載がありますが、これは今回の議案の新施設と同じものという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>3点目は、資料3の13ページの下、新ゴミ処理施設の「多目的広場」を中心としたエリアを整備計画地とする、という文章があります。この施設の整備計画はすでに公表されているものでしょうか。</p> <p>以上3点についてお願いいたします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>1点目の新施設の処理能力の変更についてですが、当時、現施設については、人口20万人都市を目指した中での処理能力となっております。三田市では第四次三田市一般廃棄物処理基本計画を定めておりまして、その中での令和10年度の人口推定値から算出した処理能力としているため減少することとなります。</p>
<p>クリーンセンター(徳田)</p>	<p>2点目ですが、仮称さんだ環境エネルギーセンターと新ゴミ処理施設は同一と考えます。</p> <p>3点目の公表について、今年の3月5日に、川崎重工、奥村組、日興建設のJVと本契約を交わしまして、各社のホームページ上などでも公表しております。</p>
<p>栗山委員</p>	<p>4点目の追加で質問です。最近、日本のいろんな都市で災害が頻発していますが、災害ゴミはどのように処理されるのでしょうか。</p>
<p>クリーンセンター(徳田)</p>	<p>災害ゴミについては、ストックのための広大な場所が必要だと考えており、その場所に関しては、クリーンセンター付近の市の所有地を検討しています。三田市で抱えきれない部分に関しては近隣市と提携を結びながら協力して処理していきたいと考えております。</p>
<p>清水会長</p>	<p>12ページにあります、「さらなる資源化、ゴミ焼却余熱利用に対応するため」とありますが、ゴミを処理するだけでなく、そこでレクリエーションなど市民に向けてプラスアルファ的なサービスは何か具体的にお考えですか。</p>
<p>クリーンセンター(徳田)</p>	<p>新施設は環境性能に優れた施設であるとアピールすることは重要だと思っており、新施設においては、市民にそういった部分をアピールできる見学施設を設けた計画としたいと考えています。</p>

<p>清水会長</p>	<p>ほかにご意見などございますか。</p> <p>最近是这样いったゴミ処理施設と一緒に温水プールができたり、スポーツクラブができたりという事例もあるようですので、三田市でもそのようなものができたら、すごく楽しいなと思いました。</p> <p>ほかにも質問などもないようですので、次の諮問事項に進みます。</p> <p>それでは、諮問事項 第1号議案『阪神間都市計画生産緑地地区（三田-5 生産緑地地区ほか3地区の変更）の変更について』について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（多田）</p>	<p>それでは諮問事項第1号議案「阪神間都市計画 生産緑地地区（三田－5 生産緑地地区ほか3地区）の変更」について説明させていただきます。都市政策課の多田です。失礼して座って説明をさせていただきます。</p> <p>説明に使う資料ですが、事前に配布しております右肩に「資料4」、「資料5」と書かれた資料をご用意ください。前面スクリーン及びお手元の画面に同じ内容を映しております。</p> <p>本日は、制度の概要および今回の変更対象地区等について説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、生産緑地制度の概要について説明いたします。</p> <p>資料5の2ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地はお示ししている指定要件を満たし、土地所有者の同意が得られた農地について、市が都市計画で定めています。</p> <p>生産緑地に指定されますと、農地として税制上の優遇を受けますが、30年間、農地として管理することが義務付けられます。また、建築物等の建築や宅地の造成などの行為も制限されます。</p> <p>次に、特定生産緑地の概要について説明いたします。</p> <p>資料5の3ページをご覧ください。</p> <p>この制度は、生産緑地指定から30年が経過するまでに、特定生産緑地の指定を行えば、税制優遇や行為制限が10年間延長される制度となっております。</p> <p>三田市においては、平成4年10月6日に生産緑地地区を一斉に都市計画決定をしており、特定生産緑地に指定するため、令和4年10月6日までにその指定に係る手続きを実施しております。</p> <p>次に、今回の変更理由にもなっている買取り申出について説明いたします。</p> <p>資料5の4ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区が指定されてから30年を経過したとき、特定生産緑地が指定されてから10年を経過したとき、あるいは農業に主として従事している者が死亡または営農ができなくなるような重大な故障が生じたときに、市長に対し、生産緑地を買い取るように申し出ることができる、生産緑地法に規定されています。</p> <p>本日、諮問する内容は、この買取申し出に伴う生産緑地地区の変更になります。</p> <p>資料5の5ページをご覧ください。</p> <p>赤囲みしてあるのが、今回の手続きの一連の流れとなります。</p> <p>今回、三田－5 生産緑地地区ほか3地区については、農業の主たる従事者の死亡、生産</p>

事務局（多田）	<p>緑地地区指定から30年を経過したことを理由とした生産緑地の買取り申出がありました。</p> <p>それを受けて、三田市の関係部局ならびに兵庫県に対し、買取りの希望について照会したところ、いずれも買取らない旨の回答がありました。よって、市としては買取らない旨を申出者へ通知しました。</p> <p>その後、三田市農業委員会を通じ、他の農業者への取得斡旋を行ってまいりましたが、希望者は無く、生産緑地法の規定により、申し出のあった日より3ヶ月が経過した為、生産緑地地区内における「農地として管理しなければならない等の行為の制限」が解除されております。</p> <p>よって、生産緑地地区の三田-5生産緑地地区ほか3地区の区域を変更し、都市計画変更を行うものです。</p> <p>次に、今回、買取り申出のあった農地の概要について説明します。</p> <p>資料5の6ページをご覧ください。</p> <p>申請としては、3申請で筆数は12筆の生産緑地で買取り申出がありました。今回該当する生産緑地地区は、三田-5、三田-20、広野-3、広野-4です。後ほど、詳しい場所をお示しします。</p> <p>広野-3及び広野-4については、当該地区の対象地すべてで買取申出がなされ、三田-5及び三田-20の地区については、一部の農地が買取申出されました。一部の農地について買取申出があった地区について、変更後の生産緑地地区が一回の面積要件（300m<sup>2</sup>）を満たすことから、道連れ解除となる農地がないことは確認しております。</p> <p>それでは、議案に移りたいと思います。</p> <p>前面スクリーン及びお手元の画面にありますのが、諮問文書になります。</p> <p>三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。本日、令和6年5月13日付けで当審議会に諮問しております。</p> <p>ここからは、資料4の議案書の内容になります。説明につきましては、引き続き資料5で進めていきますが、資料5の右上に資料4と対応するページを記載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>資料5の7ページにうつります。こちらは計画書になります。</p> <p>三田-5及び三田-20生産緑地地区のうち一部を除外、また広野-3、広野-4は廃止され、変更後の生産緑地地区は約6.03haとなります。</p> <p>資料5の8ページをご覧ください。変更を行う理由になります。</p> <p>生産緑地の指定から30年が経過または主たる農業従事者が死亡したことにより、買取り申出がなされたための変更であることを記載しています。</p> <p>資料5の9ページをご覧ください。変更の位置図になります。</p> <p>三田市では各計画図をお示しの位置図のように分けており、今回、買取申し出のあったのは緑色の四角で示している計画図1、計画図5、計画図9が該当します。</p> <p>資料5の10ページをご覧ください。計画図及び変更箇所図になります。</p> <p>画面及び資料では左上に計画図、右下に変更箇所図を載せています。</p>
---------	---

事務局（多田）	<p>まず、計画図1ですが、変更箇所図の三田-5生産緑地地区のうち、ピンク色の着色がされている農地を一部除外し、その内容を反映したものとなっています。</p> <p>資料5の11ページをご覧ください。こちらが計画図及び変更箇所図になります。</p> <p>計画図5ですが、変更箇所図の三田-20生産緑地地区のうち、ピンク色の着色がされている農地を一部除外し、その内容を反映したものとなっています。</p> <p>資料5の12ページをご覧ください。こちらが計画図及び変更箇所図になります。</p> <p>計画図9ですが、変更箇所図の広野-3及び広野-4生産緑地地区のうち、赤色の着色がされている農地を廃止し、その内容を反映したものとなっています。</p> <p>資料5の13ページをご覧ください。変更前後対照表となります。</p> <p>今回の変更では、上段の表のように生産緑地地区の地区数は、2地区減少し、面積は約0.28ha減少します。</p> <p>減少の内訳としては、下段の表のようになっており、前述の通り、三田-5、三田-20は一部除外され、広野-3、広野-4については、廃止することになります。</p> <p>また、三田-5、三田-20が「生産緑地地区の指定から30年経過」、広野-3、広野-4が「主たる従事者の死亡」が買取り申出の理由となっております。</p> <p>資料5の15ページをご覧ください。生産緑地地区の総括表となります。</p> <p>変更により、市街化区域農地の面積約13.8haのうち、約43.7%の農地が生産緑地地区に指定されていることとなります。</p> <p>資料5の16ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区を変更するにあたり、住民意見を反映する措置として、案の縦覧を行った結果についてです。縦覧期間は、令和6年4月16日から30日までの2週間、都市政策課に備え付けている図書または市ホームページにて、法定の案の縦覧を実施し、意見書の提出を求めました。</p> <p>結果としては、都市政策課窓口での縦覧者数は0人、ホームページでの縦覧者数は8件で、案に対する意見書の提出はございませんでした。</p> <p>資料5の17ページをご覧ください。</p> <p>都市計画変更を行うにあたってのスケジュールについてです。これまで、令和5年10月2日、令和5年11月14日に買取り申出が提出され、令和6年3月18日に県協議を実施し、令和6年3月26日に異存なしの回答をいただきました。</p> <p>その後、令和6年4月16日から30日まで案の縦覧・意見書の提出を求めました。そして本日（令和6年5月13日）、ご審議をお願いしているところで、本審議会で、「変更支障なし」の答申が頂けましたら、令和6年6月上旬ごろを目途に都市計画の変更を行う予定としています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお祈いします。</p>
清水会長	<p>ただいま、事務局から説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p> <p>また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってから、ご発言をお願いします。</p>

赤澤委員	<p>多くの自治体では、買取申出を行っても買取者がいなく解除となっています。それでも、今回のような一部解除で都市農地を維持していただくことは非常にいいことだと思います。</p> <p>それを前提として、今回の案件も宅地が1戸、2戸確保できそうな面積での解除となっていますが、どのような転用があるのか、わかる範囲で教えていただけませんか。</p>
事務局（中東）	<p>現状の写真を撮ってきていますのでお示しいたします。現状、新たな土地利用はされていない状態でした。市としては解除された後の土地利用の状況までは調査しておりません。</p>
清水会長	<p>解除後の土地利用まで調査していくのは難しいかと思いますが、多くの場合は宅地化されていくのかなと思われれます。それに対して、是非は難しいところではありますが、貴重な都市緑地という存在をどう考えるか。私の個人的な意見ですが、できるならば存続をお願いしたいと思います。</p> <p>ほか、ご意見、ご質問等いかがですか。</p> <p style="text-align: center;">「意見なし」の声</p>
清水会長	<p>ほかに質問等ないようですので、諮問事項の承認の賛否に移ります。</p> <p>第1号議案『阪神間都市計画生産緑地地区（三田-5生産緑地地区ほか3地区の変更）の変更について』について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「全員の挙手」</p>
清水会長	<p>全員挙手でございます。</p> <p>よって、第1号議案は、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>それでは、本件につきましては、承認されましたので、今後の手続きを進めてください。</p> <p>それでは、事務局より連絡事項などありますか。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>